

文書報告①

石炭火力発電所をめぐる諸問題

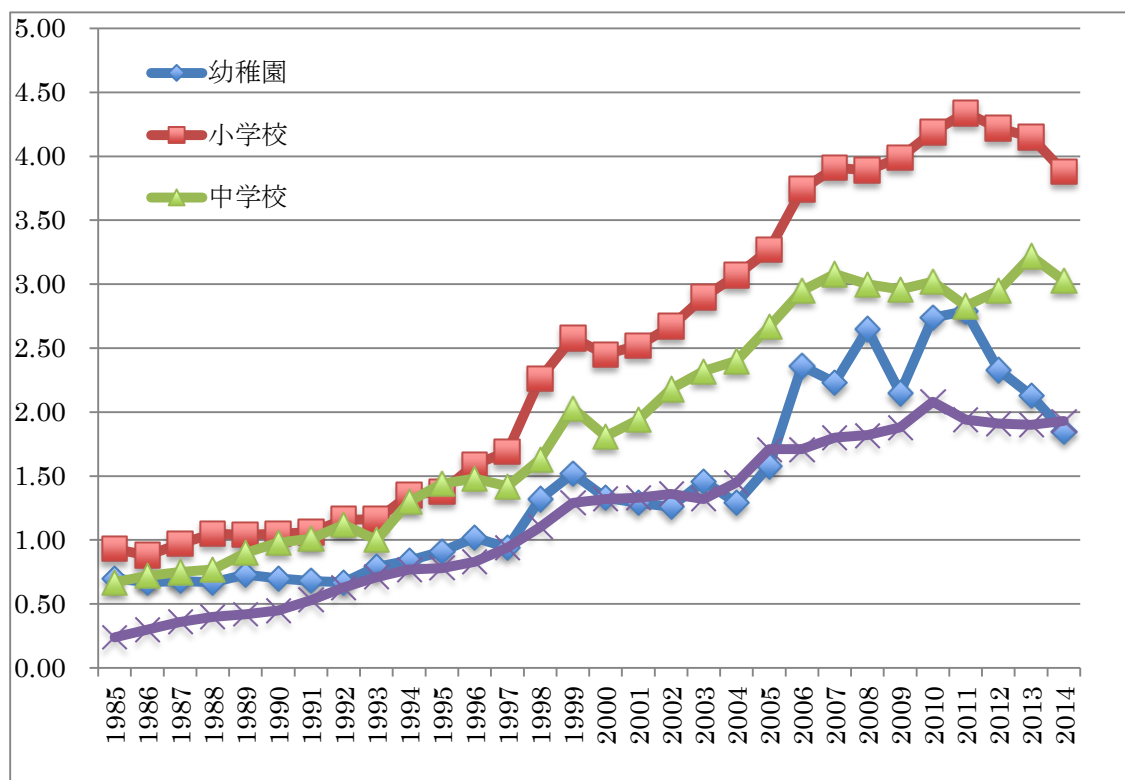
上田敏幸（大阪公害患者の会連合会）

①大気汚染をなくす②被害者の救済③公害のないまちづくり—公害患者会が長年追いつけている課題です。私たちが最近力を入れているのが、神戸製鋼所が計画している石炭火力発電所建設計画の再考を求める活動です。

増えるぜん息患者

大気汚染による公害認定患者は全国で3万7000人、阪神間では1万4,000人（いずれも2014年3月末）います。患者たちは高齢化が進み重症化する人も多く見られます。一方、学校保健統計（文部科学省）によると、近年、減少傾向が見られるものの1980年～2014年までの24年間で見ると、幼稚園から高校生までの子どものぜん息が3～4倍、中でも中高校生の増加率が際立っています。ぜん息子どもは50万人を超えると推計されています。（グラフ下）

増える子どものぜん息（1985年～2014年）



文部科学省：学校保健統計より作表

NO₂そしてPM2.5

原因の一つが、二酸化窒素（NO₂）などによる大気汚染。阪神間のすべての測定局がNO₂の環境基準を達成したのは、1978年の基準緩和から31年後の2009年でした。

その後は減少傾向にあるものの局地的な高濃度汚染は依然として続いています。

最近では、中国からの越境汚染でにわかに脚光を浴びるようになった PM2.5 による汚染がこれに加わり、阪神間の自動車排出ガス測定局（大阪：5、兵庫：15）のすべてで、国の環境基準を上回る汚染が続いています。（2015 年）

大気汚染公害裁判の和解で平成 17 年度（2005 年）から測定している西淀川区（国道 2 号、43 号）の経年変化（資料）を見ると、越境汚染の影響というより自動車排ガス等による高濃度汚染が続いていることがわかります。

CO₂・水銀・NO₂・PM2.5

現在進行形で続く深刻な大気汚染。化石燃料の中で最も多くの温室効果ガス（CO₂）と二酸化窒素、水銀、PM2.5 などの大気汚染物質を大量かつ長期に排出する石炭火力発電所を全国で 48 基も新增設する計画が明らかになりました。

なかでも、西淀川公害裁判の被告企業である神戸製鋼所の発電所は 65 万 kw 2 基で 130 万 kw。既設のものと合わせると 270 万 kw にもなります。

40 年以上も温室効果ガス（CO₂）と二酸化窒素、水銀、PM2.5 などの大気汚染物質を吐き出し続ける石炭火力発電所の建設を認めることは、子や孫の世代に「負の遺産」を押し付けることになり、到底認める訳にはいきません。

人口密集地で大気汚染が悪化？

しかも阪神間の人口密集地に「公害の元凶」を増設することは、公害患者にとっては症状増悪の危険性が増し、多くの市民には大気汚染による健康被害発生のリスクを高めることになります。また阪神間は、国と自治体が法や条例で何重もの大気汚染対策を実行している地域であり、近年改善の傾向が見られる大気汚染を悪化させることがあってはなりません。

「石炭」にこだわるエネルギー政策

こうした動きの背景に日本のエネルギー政策があります。安倍内閣の原発の再稼働を前提とした経済優先政策によって歪められ、長期エネルギー需給見通し（案）では 2030 年度の電源構成を、原発 22～20%、石炭 26%、LNG27%、再生可能エネルギー22～24%、石油 3%としています。あの福島原発事故を体験したにもかかわらず、原発の廃止を求める世論にも逆行、地球温暖化対策にも背を向けたものとなっています。

COP21 では、多くの国が石炭火力からの脱却を目指しているにもかかわらず、日本の目標の低さと石炭火力と原発の輸出にこだわる姿勢に大きな批判が寄せられました。

石炭火力をめぐる2つの危険

石炭火力発電の建設については、大規模発電所と小規模火力（とくに 11 万 2500 万 kw 以下）の 2 つの大きな問題があります。

今年4月から始まる電力の自由化を受けて、原材料が“安い”という事だけでこれまで発電事業にかかわってこなかった企業や商社が儲けの種にしようと参入しようとしています。

小規模火力発電所が環境アセスメントの規制対象となる11万2500kw以下にしている事、しかも環境に係る条例のない自治体を狙い撃ちにして建設しようとしていることです。これには環境省も危機感を抱き、小規模火力問題の審議会を立ち上げ、何とか規制しようとしています。

大規模火力発電については、発電事業者が燃料を石油から石炭に転換するなど、新たな建設計画を次々と申請。アセス制度の「抜け穴」を使った燃料転換や既設の発電施設のリプレイスもあいついでいます。

「是認できない」と環境大臣、「アセスから外せ」と経済界

こうした事態に対し環境省は、「石炭火力は是認できない」との大臣意見を5回続けて出すなど、大気環境の悪化、温暖化ガスの増加を防ごうとしています。発電事業の許認可権は経済産業省であり、財界や電気事業者たちの「発電事業を温暖化ガス排出規制の対象から外せ」や「許認可の申請をもっと簡素化せよ」など国民の命と健康よりも経済優先の声に押し切られる危険性が強まっています。



私たち公害患者は「手渡したいのは青い空」を合言葉に、大気汚染をなくし、公害のないまちを子や孫たちに届けるために活動をしてきました。自らと次世代を担う子どもたちの未来のために、神戸製鋼所に対する話し合いを粘り強く求めてゆきます。

<資料>

大阪・西淀川におけるPM2.5（経年変化）

微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入り込みやすく、肺がんやアレルギー性ぜんそくなど健康に与える影響が大きいとされ、危険性が指摘されている。

西淀川大気汚染裁判における和解条項（H10.7）で、その測定と環境対策が明記されており、2004年度より国道2号新佃公園前局、国道43号大和田西交差点局において測定器がスタート、2007年4月より歌島橋交差点局での測定が始まっている。

米国では1997年に環境基準を設定、欧州連合でも規制に動いている。

環境省は、微小粒子状物質に係る環境基準について、2009年9月9日付けで告示を行った（1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）。

表 西淀川区におけるPM2.5測定結果

		年平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）										24時間値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2%除外値）										調査 実施 主体
		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	
①	大和田西交差点 （国道43号）	28.7	26.7	25.1	23.1	21.4	21.8	21.1	22.7	23.5	17.4	56.0	57.2	58.8	46.4	44.3	53.6	45.8	49.0	52.3	40.0	国土 交通 省
②	歌島橋交差点 （国道2号）	—	—	29.6	26.0	24.9	27.1	21.5	21.6	23.5	18.6	—	—	67.9	48.1	47.9	62.1	44.3	48.0	58.6	43.4	
③	新佃公園前 （国道2号）※3	26.1	25.6	23.5	20.7	20.9	21.2	21.2	23.7	18.5	18.6	56.7	58.0	65.5	43.1	43.9	49.8	41.7	52.4	40.0	41.5	
④	出来島小学校 （国道43号）	23.8	22.5	20.4	19.1	17.6	16.3	18.4	17.3	18.3	17.3	48.9	50.2	49.8	38.5	39.7	40.4	41.3	40.6	42.1	38.3	大阪市
基準	日本（環境基準）※1	15										35										—
	米国（環境基準）※2	12										35										—
	WHO（ガイドライン）	10										25										—

※注）

1）微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日 環告33）

- ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値。

2）アメリカの環境保護庁（EPA）による環境基準値（1997年設定／2013年改訂）

- ・年平均値：年間の算術平均の3年平均値が超えないこと
- ・24時間値：24時間値の年間98パーセントタイル値の3年平均値が超えないこと
- ・アメリカ合衆国の年平均値は、2013年3月に $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $12\mu\text{g}/\text{m}^3$ に変更（厳格化）された。

3）大和田西交差点は2014年2月4日19時より、歌島橋交差点は2014年2月5日16時より、新佃公園前は2013年3月19日14時より、環境省測定マニュアル（第6版）に則って測定されている。